



施策目標② 子どもを授かることや子育てを通じた親としての成長を支える学習の場の提供

【現状と課題】

食事、運動、休養、歯みがき習慣、心の健康などの学習の場を提供し、健康的な生活習慣確立について、また、親として子育ての悩み・育児の考え方を学習できる機会の提供を行います。

【具体的な取組】

施策	策	(1) 不妊に関する知識の普及や相談の場の確保
施策内容		① 婚姻届け時や成人式などで資料配布を行うとともに、高校での保健講話等を通じて、不妊に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。 ② 不妊に関する相談を随時受け、特定不妊治療費等に係る費用の一部を県と合同で助成します。さらに、国・県の補助がない不妊治療も一部助成しています。

施策	策	(2) タッチケア教室
施策内容		① 乳児とのふれあいの大切さを伝えるとともに、ふれあうための方法のひとつとしてタッチケアを実践指導しています。また、親同士の交流の場として教室の充実を図ります。

施策	策	(3) 離乳食教室
施策内容		① 離乳食の初期から完了期、そして幼児期への移行を実際の調理などを体験しながら学習します。離乳食を通して、自分・家族の食事についても関心を持つきっかけになります。

施策	策	(4) 家庭教育の支援
施策内容		① 家庭教育を応援するために、様々な情報を提供します。

施策目標③ 発達段階に応じた食に関する学習機会の充実

【現状と課題】

食生活の変化に伴って生活習慣病の低年齢化が懸念される中、乳幼児から小中学校への発達段階に応じた食の学習及び親と子の食生活の改善を促します。また、そのための人材の育成及び活動を推進します。

また2005（平成17）年6月に成立しました「食育基本法」や「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めることが必要です。また、低出生体重児の増加等を踏まえ、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行い、「食育」の推進を図ります。

※食育基本法：内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp/>）でご覧いただけます。

【具体的な取組】

施策	策 (1) 食事の楽しさ・大切さの普及・啓発活動の充実
<p>施策内容</p>	<p>① 乳幼児健診や育児相談において、管理栄養士等を配置し規則正しい食生活や栄養バランスの大切さ等を学ぶ機会を充実させ、正しい食習慣の定着を図ります。</p> <p>② 保育所生活を通して、幼児期から食に対して正しい知識を身につけることができる場を提供するほか、保護者へ向けでも食育の大切さを啓発していきます。</p> <p>また、地域子育て支援拠点施設等において、地域の乳幼児をもつ親子を対象に親子クッキング等を実施します。</p> <p>③ 保育所では、食物アレルギーの児童に対する除去食・代替食を実施し、指導・助言を行うとともに情報提供に努めます。</p> <p>④ 小学校では、食事の大切さや楽しさを学ぶとともに、食に対する意識の向上を目指します。栄養士（栄養教諭）は、組織内での研修や研究を積み児童生徒及び、家庭への食育活動に務めています。</p> <p>⑤ 「国東市健康づくり計画（第2次）」の「第4章 食育による健康づくりの推進」における事業を各課と連携しながら充実します。</p>

施策目標④ 歯科保健対策の推進

【現状と課題】

本市においては乳幼児のむし歯保有率が高いことから、乳幼児健康診査等の機会や学校保健を通じて歯の大切さを伝えるとともに、歯磨き指導の実施や毎日の歯磨きの重要性を啓発し、食後に歯を磨く習慣を徹底して指導します。

また、同時に保護者への歯科健診や歯磨き指導を実施し、成人の歯科保健対策を充実します。

【具体的な取組】

施 策	(1) 歯の学習・啓発活動の充実
施策内容	① 歯の健康づくり（噛むことの効用、食生活と歯の健康、フッ素などのむし歯予防対策など）について学習する機会の提供・情報発信に努めます。 また、歯間ブラシ等の普及運動に取り組み、母子健康手帳交付時に「妊婦歯科健診受診票」を交付し、妊娠期からの歯の健康に関する啓発を行います。
施 策	(2) 歯科保健指導の充実
施策内容	① 乳幼児期からのライフステージに応じた歯科保健指導を行い、歯科健診の受診をすすめ、むし歯や歯周病の早期発見・早期治療を推進します。 ② 規則正しい生活をもとに、口腔ケアについて、保健指導を行います。
施 策	(3) フッ化物洗口やフッ素塗布事業の実施
施策内容	① むし歯予防の対策としてのフッ素の効果についての検討や周知、フッ化物洗口やフッ素塗布事業に取り組みます。
施 策	(4) 関係機関との連携
施策内容	① むし歯や歯周病予防のため、国東市歯科医師会・学校保健等との連携を図ります。



施策目標⑤ 小児保健医療の充実

【現状と課題】

小児医療は安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児・産婦人科医の確保及び関係機関との連携を行います。

また、疾病の早期発見、予防活動を行うとともに、保護者に対して家庭看護の知識や適正な受診方法の知識の普及に努め、子どもの健やかな成長を支援します。

【具体的な取組】

施 策	(1) 定期予防接種の実施																																								
施 策 内 容	① 定期予防接種である、四種混合、麻しん風しん（MR）、日本脳炎、結核（BCG）、Hib感染症、小児肺炎球菌感染症、水痘、子宮頸がん予防接種を個別接種で実施します。予防接種の必要性について理解を深めてもらうよう啓発に努め、接種率95%以上を目指します。																																								
	■定期予防接種の実施状況																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【医療保健課】抜粋</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四種混合</td> <td>566件</td> <td>635件</td> <td>517件</td> <td>518件</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん（MR）</td> <td>277件</td> <td>322件</td> <td>322件</td> <td>293件</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>572件</td> <td>698件</td> <td>723件</td> <td>911件</td> </tr> <tr> <td>結核（BCG）</td> <td>146件</td> <td>162件</td> <td>129件</td> <td>119件</td> </tr> <tr> <td>Hib感染症</td> <td>555件</td> <td>646件</td> <td>520件</td> <td>476件</td> </tr> <tr> <td>小児肺炎球菌感染症</td> <td>562件</td> <td>648件</td> <td>521件</td> <td>479件</td> </tr> <tr> <td>水痘</td> <td>247件</td> <td>296件</td> <td>277件</td> <td>257件</td> </tr> </tbody> </table>	【医療保健課】抜粋	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	四種混合	566件	635件	517件	518件	麻しん風しん（MR）	277件	322件	322件	293件	日本脳炎	572件	698件	723件	911件	結核（BCG）	146件	162件	129件	119件	Hib感染症	555件	646件	520件	476件	小児肺炎球菌感染症	562件	648件	521件	479件	水痘	247件	296件	277件	257件
	【医療保健課】抜粋	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																				
	四種混合	566件	635件	517件	518件																																				
	麻しん風しん（MR）	277件	322件	322件	293件																																				
	日本脳炎	572件	698件	723件	911件																																				
	結核（BCG）	146件	162件	129件	119件																																				
	Hib感染症	555件	646件	520件	476件																																				
小児肺炎球菌感染症	562件	648件	521件	479件																																					
水痘	247件	296件	277件	257件																																					

施 策	(2) 子ども医療費助成制度
施 策 内 容	① 未就学児及び小中学生の通院と入院、並びに高校生等の入院に係る医療費(保険適用分)の自己負担分を助成します。また、入院に係る食事療養費の標準負担額も全額助成します。

施 策	(3) 任意予防接種費用の助成																									
施 策 内 容	<p>① 乳幼児任意ワクチン予防接種費用助成制度 乳幼児に対する重症化予防を目的に、各種任意予防接種費用の助成を行います。</p> <p>② 乳幼児等季節性インフルエンザ予防接種費用助成制度 乳幼児等（出生から義務教育を終了するまでの者）に対する季節性インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。</p> <p>③ 風しん抗体検査及び予防接種費用助成制度 先天性風しん症候群を予防するため、風疹（MR 含む）の定期予防接種対象者でない方が受ける風しん抗体検査及び風しん予防接種費用の一部を助成します。</p>																									
	<p>■任意予防接種の実施状況</p>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">【医療保健課】</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">ロタウイルス</td> <td style="text-align: center;">96 件</td> <td style="text-align: center;">196 件</td> <td style="text-align: center;">214 件</td> <td style="text-align: center;">196 件</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">おたふくかぜ</td> <td style="text-align: center;">84 件</td> <td style="text-align: center;">158 件</td> <td style="text-align: center;">183 件</td> <td style="text-align: center;">179 件</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">乳幼児季節性 インフルエンザ</td> <td style="text-align: center;">1,603 件</td> <td style="text-align: center;">2,661 件</td> <td style="text-align: center;">2,415 件</td> <td style="text-align: center;">2,653 件</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">風しん抗体検査及び 予防接種費用助成</td> <td style="text-align: center;">20 件</td> <td style="text-align: center;">17 件</td> <td style="text-align: center;">29 件</td> <td style="text-align: center;">116 件</td> </tr> </tbody> </table>	【医療保健課】	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	ロタウイルス	96 件	196 件	214 件	196 件	おたふくかぜ	84 件	158 件	183 件	179 件	乳幼児季節性 インフルエンザ	1,603 件	2,661 件	2,415 件	2,653 件	風しん抗体検査及び 予防接種費用助成	20 件	17 件	29 件	116 件
	【医療保健課】	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度																					
	ロタウイルス	96 件	196 件	214 件	196 件																					
おたふくかぜ	84 件	158 件	183 件	179 件																						
乳幼児季節性 インフルエンザ	1,603 件	2,661 件	2,415 件	2,653 件																						
風しん抗体検査及び 予防接種費用助成	20 件	17 件	29 件	116 件																						

施 策	(4) 産婦人科・小児医療の充実と医療機関適正受診のすすめ
施 策 内 容	<p>① 小児医療は安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児・産婦人科医等の確保に向け関係機関に働きかけていきます。育児等保健指導事業(ペリネイタルビジット)を実施し、産科、小児科、行政が妊娠中から継続して関わることで、育児に対する不安の軽減を図っています。</p> <p>また、ハイリスクなケースに対しては、早期からの育児支援を行い、家庭看護の知識や適正な受診方法の知識を普及させます。</p>

施策目標⑥ 学童期・思春期からの成人期に向けた保健

【現状と課題】

児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、関係機関との連携による健康教育の推進と次世代の健康を支える地域づくりを行います。

また体験や学習を通して、人を思いやり、生命の神秘さに気づき、将来大人（親）になる自分を大切にしようと思う気持ちを育みます。

【具体的な取組】

施策	策	(1) 思春期体験学習
施策内容		① 小・中・高校生を対象に、性（生）教育・メンタルヘルス・性感染症やアルコール・たばこ、薬物等に関する講演を実施します。

施策	策	(2) 心の相談体制の充実
施策内容		① 各中学校に配置されているスクールカウンセラーの効果的な活用と国東市教育支援センター（適応指導教室）「フレンドリーひろば」や専門機関との連携を進めます。また、各学校に相談室を設置し、相談しやすい環境づくりに努めます。

施策	策	(3) 心の相談への対応の充実
施策内容		① 心の相談全般に対し、各関係機関と連携を図りながら、支援や問題解決に取り組んでいきます。また、各関係機関と情報共有をしていき、対応の充実に努めます。

【基本目標】

4. 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援

【施策目標】

- ①児童虐待防止
- ②ひとり親家庭への支援
- ③障がい児や特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ④生活困窮者家庭への支援
- ⑤配偶者などからの暴力に対する施策
- ⑥不登校・引きこもり児童生徒に対する支援

施策目標① 児童虐待防止

【現状と課題】

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における次世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援が重要となります。

また、子どものしつけに際して保護者が体罰を加えることのないよう、子育てには体罰が不要であることの啓発や、子育てに悩む保護者の支援体制の充実に努めます。



【具体的な取組】

施 策	(1) 児童虐待防止ネットワークの充実				
施 策 内 容	①虐待等の情報の共有 要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関と連携をしながら、迅速かつ適切な対応ができるよう家庭児童相談員を2名配置し、早期発見・早期対応、保護者への指導及び支援等、きめ細やかな体制の充実を図ります。				
	②認定こども園・保育所・幼稚園、小・中・高等学校との連携 児童虐待については、園や学校との連携が不可欠であることから、定期的に情報交換を行い、虐待の予防や再発防止を図り、必要な支援を行います。				
	③保健指導や健診による虐待予防・早期発見の取組み 母子健康手帳交付時や健診、家庭訪問でリスクの高いケースを把握し、随時対応していきます。産科・小児科等の医療機関との連携により、虐待の予防や早期発見のための体制を整備します。				
	■児童虐待相談件数				
	【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	身体的虐待	殴る、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせることを行うことなど			
		13件	9件	4件	16件
	心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間差別的扱い、子どもの前でDVを行うことなど			
		11件	15件	14件	22件
	性的虐待	性的行為の強要、ポルノグラフィの被写体になることなど			
	0件	0件	0件	0件	
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする。自動車の中に放置することなど。				
	15件	7件	14件	20件	
合 計	39件	31件	32件	58件	

施策	(2) 児童虐待に関する相談活動の充実
<p>施策内容</p>	<p>①保健師、家庭児童相談員等の研修会</p> <p>児童虐待の早期発見と支援を充実するためには、実務者会議の参加職員の研修が必要であるため、児童相談所主催の研修会や市関係職員の学習会を実施して、虐待に関するスキルアップを図ります。</p> <p>また、児童養護施設等で生活する児童・生徒の育ちの様子についても情報を得るよう努めます。</p> <p>②個別ケースの支援の充実</p> <p>被虐待児童等の保護が必要な子どもに対して、適切な支援を行うため、保健師や家庭児童相談員や学校等の関係者による支援会議を行います。</p> <p>また、保護者から出産・養育全般の相談を受け、対応することで子育ての不安を軽減し、虐待の予防に努めます。</p> <p>③主任児童委員及び民生・児童委員との連携強化</p> <p>民生委員・児童委員や主任児童委員の家庭訪問等による相談援助活動の充実に努めるとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化に努めます。</p>

施策目標② ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

母子・父子家庭といったひとり親家庭においても、子どもが健やかに成長していける環境、安心して子育てできる環境となるよう母子・父子自立支援員を配置して支援体制を整え、希望者が適切なサービスを受けることができるよう努めます。

【具体的な取組】

施策	(1) 相談体制の充実
施策内容	① 母子・父子自立支援員が生活の安定や就業の相談などに応じます。また、自立に向けた制度等の情報提供を行います。

施策	(2) 経済的支援																														
施策内容	① 児童扶養手当の助成 生活の安定と自立を促進する児童扶養手当を給付します。																														
	② ひとり親医療の助成 ひとり親と18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童の医療費の自己負担の一部助成を行います。																														
	③ 母子・父子家庭自立支援給付金事業による就業支援 キャリアアップ及び就職に有利な資格取得を希望するひとり親家庭の母または父に対して、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を給付し、就業支援を行います。																														
	■ 経済的支援における助成実績																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【福祉課】</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当助成世帯</td> <td>240世帯</td> <td>234世帯</td> <td>227世帯</td> <td>239世帯</td> </tr> <tr> <td>ひとり親医療対象家庭数</td> <td>263世帯</td> <td>253世帯</td> <td>249世帯</td> <td>261世帯</td> </tr> <tr> <td>ひとり親医療受給者数</td> <td>6,223件</td> <td>5,802件</td> <td>5,688件</td> <td>6,384件</td> </tr> <tr> <td>自立支援教育訓練給付金認定件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>高等職業訓練給付金認定件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	児童扶養手当助成世帯	240世帯	234世帯	227世帯	239世帯	ひとり親医療対象家庭数	263世帯	253世帯	249世帯	261世帯	ひとり親医療受給者数	6,223件	5,802件	5,688件	6,384件	自立支援教育訓練給付金認定件数	0件	0件	0件	1件	高等職業訓練給付金認定件数	0件	0件	0件	1件
	【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																										
	児童扶養手当助成世帯	240世帯	234世帯	227世帯	239世帯																										
ひとり親医療対象家庭数	263世帯	253世帯	249世帯	261世帯																											
ひとり親医療受給者数	6,223件	5,802件	5,688件	6,384件																											
自立支援教育訓練給付金認定件数	0件	0件	0件	1件																											
高等職業訓練給付金認定件数	0件	0件	0件	1件																											

施策	(3) 自立に向けた情報提供
施策内容	<p>①市報等を活用した情報の発信</p> <p>ホームページや市報を利用して母子・父子自立支援員の配置や各種助成制度の情報を発信します。</p> <p>また、国東市母子寡婦福祉会にも、生活や就業支援などの情報を提供していきます。</p>



施策目標③ 障がい児や特別な支援が必要な子どもの施策の充実

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念の基づき、障がいのある子どもと親、それを支援している人々等が共に社会の一員として、住み慣れた地域で安心して快適な生活を送ることができる社会づくりを目指します。障がいのある子どもと触れ合い、深くつきあう機会を増やし、障がいに対する正しい知識と理解を深める啓発を行うことが必要です。

また、国際化の進展に伴って外国につながる子どもが増加することをふまえ、円滑な教育・保育等ができるように必要な支援を行うことも必要です。

【具体的な取組】

施 策	(1) 療育を必要とする子どもへの支援及び保護者への支援
施 策 内 容	<p>① 障がい児の健全な発達を支援し、適切な療育方法や医療、福祉、教育の連携による情報提供を行い、多様なサービスを総合的に提供するために、相談支援体制を充実していきます。</p> <p>また、子育て支援施設を発達障がい児（者）支援専門員が巡回訪問し、保育士等に、発達や成長が気になる子どもの対応について助言をするとともに、必要に応じて関係者と連携して保護者に対して療育制度の利用を勧めていきます。</p>

施 策	(2) 保育所・幼稚園における障がい児の受け入れの推進
施 策 内 容	<p>① 障がい児保育は、障がい児にとって集団生活や生活習慣等の面で大きな効果が期待されるため、保育所・幼稚園の受け入れ体制を充実するとともに、保育士・幼稚園教諭の研修を通じて障がい児への理解を深め、療育関係機関等と連絡を密にしながら推進していきます。</p>

施 策	(3) 療育・就学相談の充実															
施 策 内 容	<p>① 在宅の障がい児のニーズに対応した様々な助言・指導を行うことによって、在宅の障がい児及びその家族の福祉の向上を図ります。また、就学前には、関係職員と連携を密にしながら相談活動を充実していきます。</p> <p style="text-align: center;">■相談会実績</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>【医療保健課・ 学校教育課・福祉課】</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5歳児相談会</td> <td>11回</td> <td>13回</td> <td>10回</td> <td>9回</td> </tr> <tr> <td>5歳児フォロー相談会</td> <td>3回</td> <td>6回</td> <td>4回</td> <td>5回</td> </tr> </tbody> </table>	【医療保健課・ 学校教育課・福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	5歳児相談会	11回	13回	10回	9回	5歳児フォロー相談会	3回	6回	4回	5回
【医療保健課・ 学校教育課・福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度												
5歳児相談会	11回	13回	10回	9回												
5歳児フォロー相談会	3回	6回	4回	5回												

施策	(4) 特別支援教育体制の確立
施策内容	<p>① 学習障がい(LD)※、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)※、高機能自閉症※等の発達障がい※を含めた障がいにより、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、適切な教育支援を行う体制の確立に努めます。</p> <p>また特別な教育的支援を必要とする児童生徒のいる学校へ支援員を配置し、生活や学習の個別支援を行う、特別支援教育支援員配置事業を推進します。</p>

施策	(5) 在宅福祉サービスの充実										
施策内容	<p>① 障がい児の健全育成と家族の介護負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく、ホームヘルプサービスやショートステイによる在宅福祉サービスの充実や、障がい児の放課後や長期休暇中の活動の場の確保に努めます。</p> <p style="text-align: center;">■在宅福祉サービスの実施箇所数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>【福祉課】</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>1か所</td> <td>1か所</td> <td>1か所</td> <td>2か所</td> </tr> </tbody> </table>	【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	2か所
【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度							
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	2か所							

施策	(6) 経済的支援
施策内容	<p>① 障がい児の福祉の増進を図るため、障害児福祉手当等の各種手当の支給や、日常生活用具や補装具の助成等の支援を行っていきます。具体的には、特別支援教育就学奨励費補助金による、特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学のため必要な援助を行います。</p> <p>また、育成医療費給付において、身体障がい児(18歳未満)の更生、障がい除去あるいは軽減を目的とした医療費の一部を給付します。</p>

施策	(7) 外国につながる子どもへの支援・配慮
施策内容	<p>① 外国につながる子どもに関わる教育指導を充実するため、日本語指導が必要な場合は、県に日本語指導員の派遣を申請し、学校で補充学習を行います。</p>

施策	(8) 医療的ケア児対策の推進
施策内容	<p>① 医療的ケアが必要な子どもが、地域で安心して暮らしていけるように、各機関がよく連携しながら、それぞれの役割を果たしていくように努めます。また、医療的ケア児等コーディネーター養成研修への参加を勧め、体制づくりに努めます。</p>

施策目標④ 生活困窮者家庭への支援

【現状と課題】

さまざまな事情によりやむを得ず生活保護を受けている家庭の子どものために、2013（平成25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

親の不安定な収入等から十分な教育を受けることができず、将来的に生活保護に陥る、いわゆる子どもの貧困の連鎖を断ち切り、子どもの生活環境や教育の機会均等を図るための法律です。2019（令和元）年11月に同法が改正され、市町村に対しても計画策定の努力義務が課されました。同法に基づき2019（令和元）年11月に改定された「子どもの貧困対策に関する大綱」では、基本理念として、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが明記されました。

また、生活保護に至る前の段階での自立支援政策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業や家計相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずる「生活困窮者自立支援法」が2013（平成25）年12月に制定、2015（平成27）年4月より施行されています。

これを受けて、子どもを含めた経済的・日常生活・社会生活自立に向けた相談・情報提供を進めます。

【具体的な取組】

施 策	(1) 療育を必要とする子どもへの支援及び保護者への支援 個人情報保護に配慮しながら、各種手当等（児童手当、児童扶養手当、各種年金等）の案内や経済的・日常生活・社会生活自立に向けた相談・情報提供を進めます。
施 策 内 容	①児童扶養手当の助成 離婚・死亡・遺棄などの理由で両親と生計を同じくしていない母子・父子世帯等の生活の安定と自立を促進します。 ②ひとり親家庭医療費の助成 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を監護しているひとり親家庭の親とその児童及び父母のない児童を対象に、医療費の自己負担分を助成します。 ③要保護及び準要保護児童生徒援助費 経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行います。 ④子どもの貧困対策について、「子ども・子育て会議」の中で協議・連携をし、取組みを検討していきます。

施策目標⑤ 配偶者などからの暴力に対する施策

【現状と課題】

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下同じ。）に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

【具体的な取組】

施 策	(1) 相談体制の充実				
施 策 内 容	① 配偶者などからの暴力より守られる、相談しやすい窓口の整備に努めるとともに、関係機関と連携して早期発見、早期対応に努めます。また、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）キャンペーンでの啓発や情報提供に努めます。				
	■相談件数の実績				
	【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	相談件数	5件	1件	3件	3件

施 策	(2) 緊急一時保護の実施及び自立への支援
施 策 内 容	① 配偶者などからの暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、一時保護を行います。また、相談面接等において、自立を支援します。

施策目標⑥ 不登校・引きこもり児童生徒に対する支援

【現状と課題】

不登校については、特定の子どもに特定の問題があることによって起こることではなく、どの子どもにも起こりうるものとしてとらえる必要があります。不登校対策は、ともすれば不登校になった子どもへの対応が中心となりがちですが、不登校に対する早期発見・早期対応の取組とともに、不登校の未然防止、不登校にならないための対策を講じていくことが必要です。ただし、一度不登校になった後でもきめ細かな対応をすることによって、立ち直らせることは可能であるという認識が不可欠です。

【具体的な取組】

施策	策	(1) 不登校、引きこもりの実態把握
施策内容		① 各学校において児童生徒の人権に十分配慮しながら、毎月、児童生徒の登校状況（不登校・不登校傾向・保健室登校等）を調査し、実態把握を行います。

施策	策	(2) 交流の場づくり
施策内容		① 不登校、引きこもり児童等、同じ思いをもった児童生徒の交流できる場の充実を図り、学校への復帰を促進します。 また、各学校のカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携し、教育支援センター（適応指導教室）等を活用して、個別カウンセリングや集団での指導・教科指導等を行い、児童生徒の自立や学校への復帰に寄り添った支援を行います。

